

人材紹介基本契約書

〇〇〇〇、以下「甲」という、トナリズム株式会社、以下「乙」というは、甲の人材採用に関し、以下のとおり、人材紹介基本契約、以下「本契約」を締結する。

第一条（人材紹介の委託）

- 1、甲は、甲が希望する職位、職務要件等の諸条件に該当する人材の募集、面接、選考等に関する人材紹介業務、以下「本件業務」という、乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2、乙は、本件業務を誠実に遂行するとともに、適宜甲に対し進捗状況を報告する。
- 3、前項に定める義務の誠実なる遂行は、職業安定法及び有料職業紹介事業の許可基準に定める個人情報の収集、保管及び使用についての留意事項他、関係法令等を遵守し行うものとする。

第二条（紹介手数料の発生）

- 1、人材紹介手数料、以下「紹介手数料」というは、本件業務によって候補人材を甲に採用し、入社日が到来することによって発生する成功報酬方式とする。
- 2、候補人材が入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、当然紹介料は発生しないものとする。
- 3、前項の場合、乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き、乙は、甲に対して損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

第三条（紹介手数料）

紹介手数料は、次の（１）（２）の条件のとおりとする。

- （１）採用が決定した候補人材の採用初年度換算分の35%消費税及び地方消費税別とする。ここでいう採用決定者の採用初年度換算分とは、当該候補人材に支払われる採用初年度予定年収、月額固定給×12ヶ月+賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数とする。月額固定給は基本給+その他諸手当とし、通勤手当、残業手当等の変動する手当は含まれない。又、年俸制を採用する場合は年俸額とする。有期雇用契約の場合は、予定される雇用期間内において、雇用期間が1年を超える場合は1年分に支払われる賃金の総額とする。この場合において、甲及び乙は、候補人材の氏名、採用日、理論年収、紹介の対価の額等必要な事項を別途書面により確認する。
- （２）上記、紹介手数料金（１）以外の報酬が発生する場合は双方の合意があればこの（２）を優先とする。優先される、双方の合意とは双方のメールをエビデンスとする。

第四条（紹介手数料の支払い）

甲は、紹介手数料が発生した月の翌月末日、金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日までに、乙に第三条に基づく紹介手数料を、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、支払いに関して発生する振込手数料は、甲の負担とする。

第五条（紹介手数料の返還）

候補人材が甲に入社後、候補人材側の事情により退職した場合、乙は、甲に次のとおり紹介手数料を、退職日より1ヶ月以内に返還するものとする。なお、支払いに関して発生する振込手数料は、乙の負担とする。

- ・入社日より30日以内に退職：紹介手数料の80%
- ・入社日より30日を超え90日以内に退職：紹介手数料の50%

但し、甲の候補人材に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることにより起因する退社の場合はこの限りではない。

第六条（活動関連事項）

乙が甲に対して紹介した人材を、紹介があった日から1年が経過する以前に、甲が乙の合意、または介添えなしに独自に採用を決定して入社した場合は、乙の紹介による採用が成立したものとみなし、第二条の紹介手数料が発生する。

第七条（守秘義務）

1、甲及び乙は、本契約に関連して知り得た候補人材等第三者に関する情報及び甲乙お互いの秘密情報を裁判所からの命令又はこれに類する官公庁からの開示要求その他法令に基づき開示を要求される場合、その他正当な理由がある場合を除き第三者に開示又は漏洩しないものとする。

2、前項の規定に拘わらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。

- （1）開示のときに、既に公知であった情報又は既に甲が保有していた情報
- （2）開示後、甲の責によらず、公知となった情報
- （3）正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
- （4）開示された情報に一切アクセスせず、それと無関係に開発、創作した情報
- （5）相手方の書面による了解を得た情報

3、本条の効力は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第八条（個人情報管理）

1、甲又は乙が本契約に関し、相手方に個人情報を提供した場合でも、当事者は、個人情報を本契約の履行以外の目的で使用してはならないものとする。

2、甲及び乙は、個人情報の取扱について、個人情報の保護に関する法律、その他の法令を遵守するものとする。

第九条（再委託の禁止）

乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。但し、事前に甲から書面での許可を得た場合はこの限りでない。

第十条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約にもとづく権利義務の全部又は一部について、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者との関係で譲渡し、担保権を設定し、又はその他一切の処分をすることはできない。

第十一条（損害賠償）

甲又は乙は、解除、解約または本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害のすべて弁護士費用を含む賠償をしなければならない。

第十二条（反社会的勢力の排除）

1、甲及び乙は、契約締結日現在、甲又は乙並びに甲又は乙の役員、従業員等若しくは実質的経営権のある株主及び取引先が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し該当しないことを保証する。

- （1）暴力団
- （2）暴力団員
- （3）暴力団準構成員
- （4）暴力団関係団体
- （5）総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団
- （6）本項第1号から第5号の者と社会的又は経済的関係がある者
- （7）その他前各号に準ずる者

2、甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証する。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- （4）その他前各号に準ずる行為

3、甲及び乙は、甲又は乙並びに甲又は乙の役員、従業員等若しくは主要な株主及び取引先が第1項各号に該当することを把握した場合は、直ちに相手方に対し報告を行うものとする。

4、甲及び乙は、相手方が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、これらの事項に起因する損害の賠償を請求できるものとする。

第十三条（有効期限）

本契約の有効期限は、本契約の締結日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲又は乙より異議申し立てのない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間延長されるものとする。

第十四条（解除および期限の利益の喪失等）

1、甲又は乙が以下のいずれかに該当した場合、相手方は、何らの催告を要せず直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除できるものとし、被った損害、合理的な専門家費用および訴訟費用を含む、の賠償を請求することができるものとする。この場合、当該相手方は、本契約から生じた一切の債務について期限の利益を喪失する。

（1）強制執行をうけ、若しくは会社更生、破産、民事再生、特別清算等の申立がなされたとき

（2）合併によらずに解散したとき、または主要な営業を譲渡したとき

（3）支払停止または手形交換所の不渡り処分を受けたとき

（4）その他著しい信用の悪化、背信行為のあったとき

2、甲又は乙は、相手方が本契約に違反した場合、催告のうえ、相当の期間にその是正がなされないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、当該相手方は、本契約から生じた一切の債務について期限の利益を喪失する。

第十五条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に起因して生じた一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第十六条（協議事項）

本契約書の事項に疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙双方で、誠意をもって協議のうえ円満に解決を図るものとする。

以上、本契約成立の証として本書を電磁的方法により作成の上、双方にて署名を行う。

2025年〇月〇日

（甲）〇〇

〇〇

〇〇

（乙）有料職業紹介許可番号：14-ユ-302327

神奈川県川崎市川崎区東田町1番地2 いちご川崎ビル7階

トナリズム株式会社

代表取締役社長 新川 裕也